令 和 5 年 度
三重県鳥獣保護区等位置図

A map of wildlife protection area in Mie Prefecture

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。狩猟を行う時は必ず案内板や制札等の標識によって鳥獣保護区等の区域を確認するか、鳥獣保護管理員や地元の狩猟者、最寄りの鳥獣行政機関等に問い合わせて違反のないようにしてください。

★ 狩猟者登録証の返納／出猟報告書の提出 は、令和6年4月12日までにご協力をお願いします。★

注　意：狩猟者登録証の返納及び出猟報告書（捕獲報告）の提出は、法律により義務づけられています。

メッシュ番号はこちらから確認できます→
（GoogleMap が起動します）

三重県
Mie Prefectural Government

狩猟者の皆さんへ

近年、野生鳥獣の保護や狩猟時の危険防止に対する関心が大変高まっており、狩猟者には法令遵守やマナーの徹底が強く求められています。法令で定められたルールを守り、事故の防止に細心の注意を払って狩猟を楽しんでください。

－ 注 意 事 項 ① －

出猟の際には、次の事項をよく読んで事故や違反を起こさないようモラルを守って正しく狩猟してください。

●一般的な注意事項

1. 出猟の際には、必ず狩猟者登録証及び猟銃・空気銃所持許可証（第１種又は第２種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けた者）を携帯し、狩猟者記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用すること。
2. 国又は県の職員、警察官、鳥獣保護管理員、土地所有者等から狩猟者登録証の提示の請求があったときは、狩猟者登録証を提示すること。
3. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者登録を受けた者は、その使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、登録県知事名、登録年度及び登録番号を記載（１字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上の文字）した金属製又はプラスチック製の標識を表示すること。
4. 鳥獣の捕獲禁止場所や、銃猟の禁止事項を厳守すること。

◇捕獲禁止場所
- ①鳥獣保護区
- ②休猟区
- ③公道
- ④国立公園及び国定公園の特別保護地区
- ⑤都市計画法に基づく公園等(公共空地、園地等)のうち、囲い又は標識等で明示された区域
- ⑥社寺境内
- ⑦墓地

◇銃猟の禁止事項
- ①日出前及び日没後における銃猟
- ②特定猟具使用禁止区域（銃）における銃猟
- ③住居が集合している地域における銃猟
- ④広場、駅その他の多数の人が集合する場所における銃猟
- ⑤弾丸の到達するおそれのある人、飼養もしくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かっての銃猟

5. 垣、柵などの囲いで囲まれた土地又は作物のある土地で狩猟を行う場合は、あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得ること。
6. 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び捕獲数の制限を厳守すること。
7. 立入検査の権限のある職員が狩猟者の所持する鳥獣等を検査する場合は、これに応じること。
8. 狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用の旨の記載がされている者は、狩猟を行う時は眼鏡等を使用すること。
9. 狩猟者登録証は狩猟者登録の有効期間満了後30日以内に返納をし、出猟報告書(捕獲報告)を提出すること。
   （期日までに返納、報告をされない場合は、30万円以下の罰金及び１年以内の狩猟免許の効力停止処分を受ける場合があります。）
10. 捕獲等した鳥獣は、放置しないこと。（特段の事情がある場合を除く。）
11. 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）内では、鉛散弾の使用はしないこと。
12. 以下の猟法は禁止されているので違反のないようにすること。
    - ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
    - 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
    - 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
    - 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
    - 装薬銃であるライフル銃を使用する方法（イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、口径の長さが5.9mm以下でないものを使用する方法を除く。）
    - 空気散弾銃を使用する方法
    - 狩猟対象鳥類の捕獲等をするため、わなを使用する方法
    - イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4mm未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
    - イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
    - 同時に31以上のわなを使用する方法
    - つりばり又はとりもちを使用する方法
    - 弓矢を使用する方法
    - 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法
    - 犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め又は鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
    - キジ笛を使用する方法
    - ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法
    - 爆発物、劇薬、毒薬、据銃、陥穽その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法
13. 網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者登録を受けた者は、狩猟期間の最終日には設置した猟具を必ず撤去すること。
14. 住所、氏名、狩猟者登録の申請内容を変更したときは、遅滞なく狩猟者登録証の交付を受けた鳥獣行政機関にその旨届け出ること。
15. 狩猟免状、狩猟者登録証、狩猟者記章を紛失したときは、遅滞なく交付を受けた鳥獣行政機関にその旨届け出ること。
16. 通学路、学校及び人家周辺での発砲は絶対に行わないこと。
17. 山火事を起こさないようタバコの吸い殻等には十分注意すること。

表面の右側の記載もご覧ください。

裏面の注意事項②もお読みください。

1 ： 120,000

0　1km　2km　5km　10km

三重県の鳥獣行政機関（行政機関の所在地は、令和5年11月1日現在のものです。）

担当区域	担当機関名	所在地	電話
	三重県 農林水産部 獣害対策課	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2020
四日市市・桑名市・鈴鹿市 亀山市・いなべ市・桑名郡 員弁郡・三重郡	三重県 四日市農林事務所 森林・林業室	〒510-8511 四日市市新正四丁目21-5	059-352-0655
津市	三重県 津農林水産事務所 森林・林業室	〒514-8567 津市桜橋三丁目446-34	059-223-5091
松阪市・多気郡	三重県 松阪農林事務所 森林・林業室	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0568
伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡	三重県 伊勢農林水産事務所 森林・林業室	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5265
伊賀市・名張市	三重県 伊賀農林事務所 森林・林業室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8142
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲農林水産事務所 森林・林業室	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3504
熊野市　南牟婁郡	三重県 熊野農林事務所 森林・林業室	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6134

日の出前・日没後の銃猟は禁止されています。

【参考】津市における日の出・日の入りの予想時刻 (東経136度52分,北緯34度73分)

月日	日出	日入	月日	日出	日入	月日	日出	日入	月日	日出	日入	月日	日出	日入
令和5年11月1日	6:14	17:01	12月1日	6:42	16:43	令和6年1月1日	7:01	16:53	2月1日	6:53	17:22	3月1日	6:23	17:50
11月2日	6:15	17:00	12月2日	6:43	16:43	1月2日	7:01	16:54	2月2日	6:52	17:23	3月2日	6:22	17:51
11月3日	6:16	16:59	12月3日	6:44	16:43	1月3日	7:01	16:55	2月3日	6:51	17:24	3月3日	6:21	17:52
11月4日	6:16	16:58	12月4日	6:45	16:43	1月4日	7:01	16:56	2月4日	6:51	17:25	3月4日	6:19	17:52
11月5日	6:17	16:57	12月5日	6:46	16:43	1月5日	7:02	16:56	2月5日	6:50	17:26	3月5日	6:18	17:53
11月6日	6:18	16:56	12月6日	6:46	16:43	1月6日	7:02	16:57	2月6日	6:49	17:27	3月6日	6:17	17:54
11月7日	6:19	16:55	12月7日	6:47	16:43	1月7日	7:02	16:58	2月7日	6:48	17:28	3月7日	6:15	17:55
11月8日	6:20	16:55	12月8日	6:48	16:43	1月8日	7:02	16:59	2月8日	6:47	17:29	3月8日	6:14	17:56
11月9日	6:21	16:54	12月9日	6:49	16:43	1月9日	7:02	17:00	2月9日	6:46	17:30	3月9日	6:13	17:57
11月10日	6:22	16:53	12月10日	6:50	16:43	1月10日	7:02	17:01	2月10日	6:45	17:31	3月10日	6:11	17:58
11月11日	6:23	16:52	12月11日	6:50	16:43	1月11日	7:02	17:02	2月11日	6:44	17:32	3月11日	6:10	17:58
11月12日	6:24	16:51	12月12日	6:51	16:43	1月12日	7:01	17:03	2月12日	6:43	17:33	3月12日	6:09	17:59
11月13日	6:25	16:51	12月13日	6:52	16:44	1月13日	7:01	17:03	2月13日	6:43	17:34	3月13日	6:07	18:00
11月14日	6:26	16:50	12月14日	6:52	16:44	1月14日	7:01	17:04	2月14日	6:42	17:35	3月14日	6:06	18:01
11月15日	6:27	16:49	12月15日	6:53	16:44	1月15日	7:01	17:05	2月15日	6:40	17:36	3月15日	6:04	18:02
11月16日	6:28	16:49	12月16日	6:54	16:45	1月16日	7:01	17:06	2月16日	6:39	17:37			
11月17日	6:29	16:48	12月17日	6:54	16:45	1月17日	7:00	17:07	2月17日	6:38	17:38			
11月18日	6:30	16:48	12月18日	6:55	16:45	1月18日	7:00	17:08	2月18日	6:37	17:39			
11月19日	6:31	16:47	12月19日	6:56	16:46	1月19日	7:00	17:09	2月19日	6:36	17:40			
11月20日	6:32	16:47	12月20日	6:56	16:46	1月20日	6:59	17:10	2月20日	6:35	17:41			
11月21日	6:33	16:46	12月21日	6:57	16:47	1月21日	6:59	17:11	2月21日	6:34	17:42			
11月22日	6:34	16:46	12月22日	6:57	16:47	1月22日	6:59	17:12	2月22日	6:33	17:43			
11月23日	6:35	16:45	12月23日	6:58	16:48	1月23日	6:58	17:13	2月23日	6:32	17:44			
11月24日	6:36	16:45	12月24日	6:58	16:48	1月24日	6:58	17:14	2月24日	6:30	17:45			
11月25日	6:37	16:45	12月25日	6:59	16:49	1月25日	6:57	17:15	2月25日	6:29	17:45			
11月26日	6:38	16:44	12月26日	6:59	16:49	1月26日	6:57	17:16	2月26日	6:28	17:46			
11月27日	6:38	16:44	12月27日	6:59	16:50	1月27日	6:56	17:17	2月27日	6:27	17:47			
11月28日	6:39	16:44	12月28日	7:00	16:51	1月28日	6:56	17:18	2月28日	6:26	17:48			
11月29日	6:40	16:43	12月29日	7:00	16:51	1月29日	6:55	17:19	2月29日	6:24	17:49			
11月30日	6:41	16:43	12月30日	7:00	16:52	1月30日	6:54	17:20						
			12月31日	7:01	16:53	1月31日	6:54	17:21						

＊日の出、日の入りの時刻は地域によって異なります。

国立天文台 天文情報センター 暦計算室ホームページより引用

東海自然歩道・近畿自然歩道は多くのハイカーが利用しています。歩道上で狩猟行為をしないことはもちろん、その周辺での狩猟には充分注意しましょう。

国有林野・官行造林地（⬚内の区域）に入林して狩猟をする場合は、森林管理署で入林手続きを行ってください。

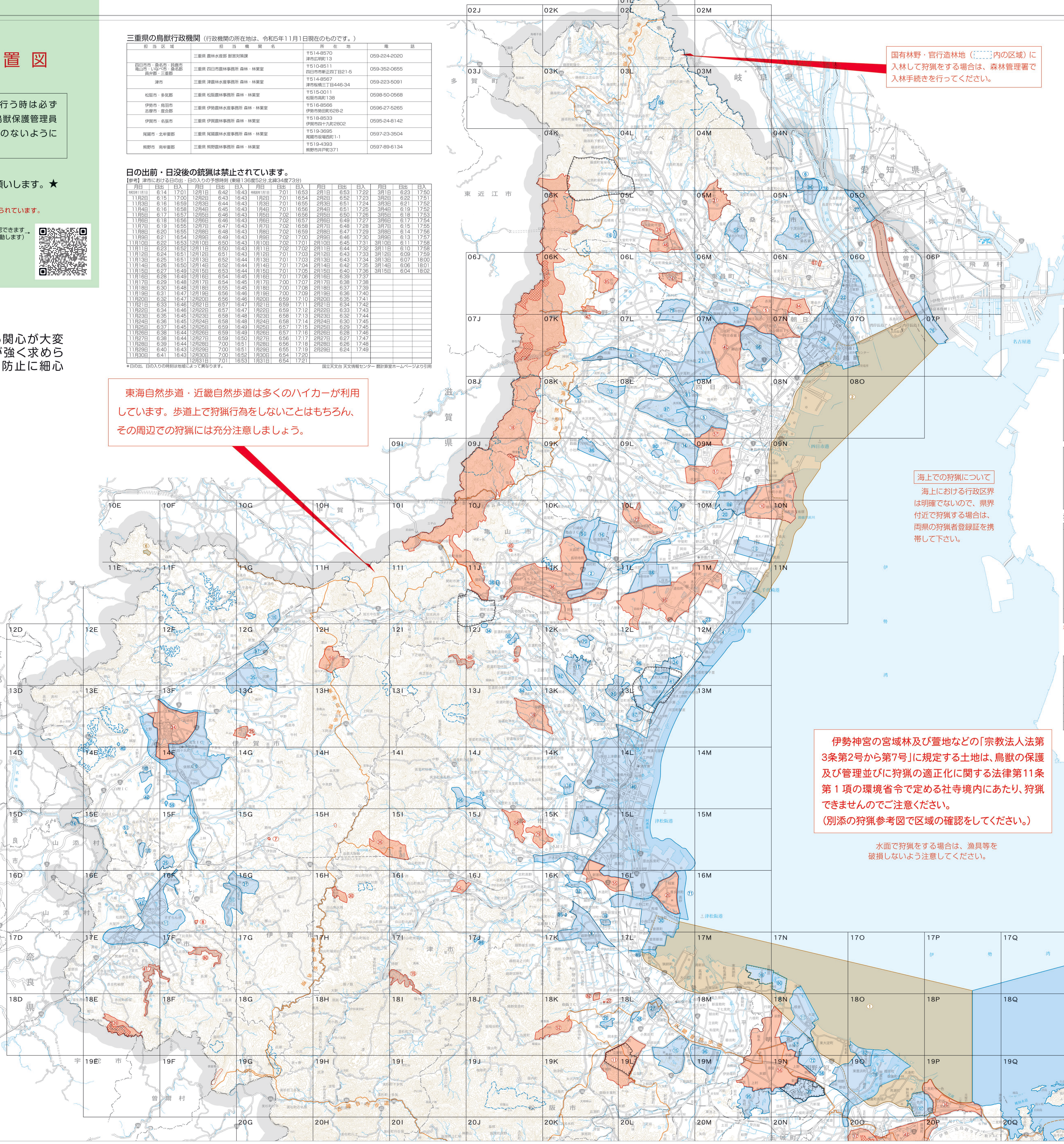

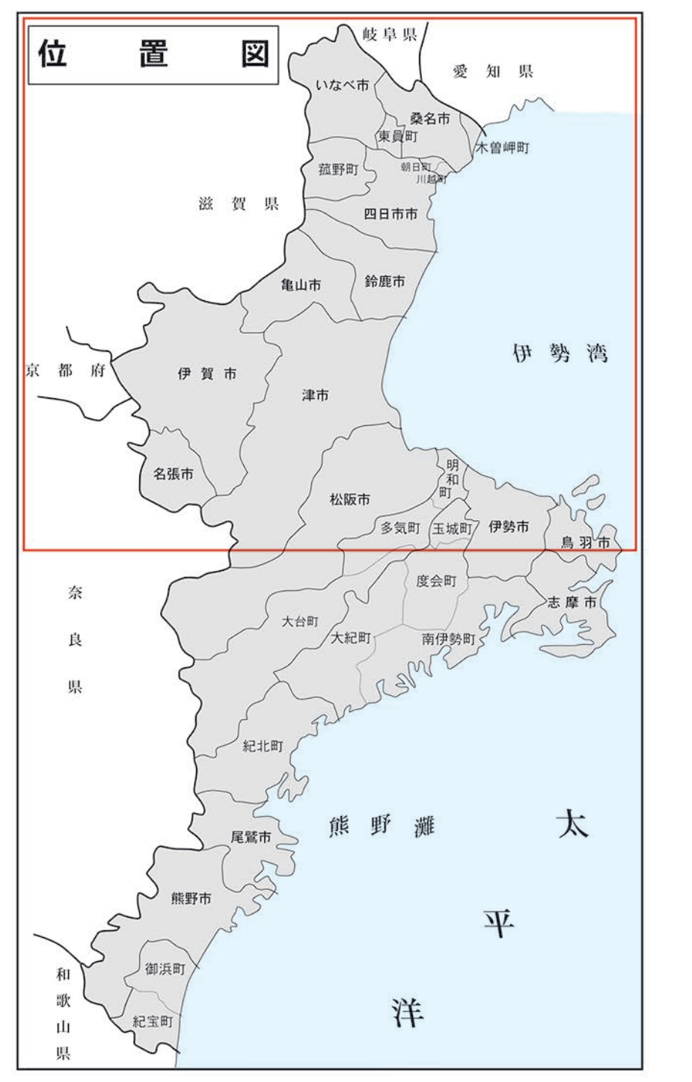

海上での狩猟について

海上における行政区界は明確でないので、県界付近で狩猟する場合は、両県の狩猟者登録証を携帯して下さい。

伊勢神宮の宮域林及び萱地などの「宗教法人法第3条第2号から第7号」に規定する土地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第11条第１項の環境省令で定める社寺境内にあたり、狩猟できませんのでご注意ください。
(別添の狩猟参考図で区域の確認をしてください。)

水面で狩猟をする場合は、漁具等を破損しないよう注意してください。

三重県における捕獲禁止の狩猟鳥獣

鳥類：キジのメス ・ ヤマドリのメス
獣類：ツキノワグマ

捕獲等をした鳥獣の放置の禁止について

捕獲等をした鳥獣は、次の場合を除き、放置することができません。

- 地形、地質、積雪その他の捕獲等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 過失がなくて捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

網猟又はわな猟に使用する猟具の標識について

- 標識は、金属製またはプラスチック製としてください。
- 標識には、住所、氏名、登録県知事名、登録年度、登録番号を１字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上の文字で記載してください。
- 使用する猟具ごとに、見やすい場所に標識を取り付けてください。

狩猟鳥獣及び狩猟期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟できる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)＊1、キジ＊1、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ(オスに限る)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ＊2、ヒグマ、ツキノワグマ＊1、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア＊2、ユキウサギ、ノウサギ＊3	11月15日から 翌年2月15日まで
イノシシ、ニホンジカ	11月1日から 翌年3月15日まで

注）＊1　ヤマドリのメス、キジのメス及びツキノワグマは、三重県では捕獲等をすることができません。
＊2　特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアについては、生きたまま個体を運搬・販売・譲渡・保管・飼育する場合、環境省の許可が必要です。
＊3　ゴイサギ、バンは令和4年度狩猟期から狩猟鳥から外れましたのでご注意ください。

1日の捕獲制限数

狩猟鳥獣の種類	1日当たりの捕獲制限数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽（網を使用する場合にあっては狩猟期間ごとに200羽）
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ、キジ（コウライキジを含む）	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

凡　例

═①═	一般国道（指定区間）	▨	鳥獣保護区特別保護地区
═164═	一般国道（県管理区間）	🟥	鳥獣保護区
═	主要地方道	🟩	休猟区
═	一般地方道	🟦	特定猟具使用禁止区域(銃)
═	有料道路	🟫	指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）
┅	計画道路	⬚	自然公園法による特別保護地区
┅	未共用(渡船)交通不能箇所	⬚	国有林野・官行造林地
═)┅(═	隧道	▭	オリエンテーリングパーマネントコース
═	橋梁	─	東海・近畿自然歩道
◎	府県庁	─	熊野古道
◎	市役所		
○	町役場		
·>─<·	県界		
··─··─	市郡界		
·─·─	町界		
═▭═	JR線 私有鉄道		
△ ·	三角点・独立標高点		

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の5万分1地形図及び数値地図(国土基本情報20万)を使用した。
(承認番号　平30情使、第609号)」

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
CONTAINS SOYOIL 大豆インキ使用
R70 古紙配合率70%の再生紙を使用しています。
調製：東海図版株式会社 三重営業所
TEL(0598)25-6116(代)